

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則
○財務規則の一部を改正する規則 (会計課) 一

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (共同参画社会推進課) 一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (同) 一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二

○道路の供用開始 (道路課) 二

○土地区画整理組合の定款変更の認可 (都市計画課) 二

教育委員会

○退職手当の支給制限 二

監査委員

○定期監査結果等に対する措置の公表 三

公安委員会

○警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定の実施 八

規 則

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

告 示

○宮城県告示第四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ウェルビーイングネット

一 代表者の氏名 菅原 隆文

二 主たる事務所の所在地 栗原市築館伊豆二丁目六番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者及びその家族や介護従事者等関係者に対して、介護や権利擁護に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年十一月四日

○宮城県告示第四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月八日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 らくらく住まいる創造センター

一 代表者の氏名 齋 昇

二 主たる事務所の所在地 岩沼市桜二丁目四・三

三 定款に記載された目的 この法人は、豊富な専門知識と長年培った確かな技術を有する技術者と市民及び介護・医療等の専門家が協力してネットワークを形成し、

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 らくらく住まいる創造センター

一 代表者の氏名 齋 昇

二 主たる事務所の所在地 岩沼市桜二丁目四・三

三 定款に記載された目的 この法人は、豊富な専門知識と長年培った確かな技術を有する技術者と市民及び介護・医療等の専門家が協力してネットワークを形成し、

高齢者・身体の不自由な人々の暮らしやすい住環境の改善並びに在宅介護に必要な相談・技術提供等に関する事業及び公益的施設の環境改善事業を行い、個性溢れる地域社会の実現とだれもが住みよいまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

平成二十一年十一月二十日

四 申請のあった年月日

○宮城県告示第五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|-------------|------------------------|---------------|-----------------|------|---------------|-------|-------------|
| 事業所番号 | 〇四二〇二〇〇二一五 | 事業所の名称及び所在地 | 夢みの里 こもれび石巻市和刈字笠入十三番二号 | 指定障害福祉サービスの種類 | サードピアの種類の共同生活援助 | 設置者名 | 特定非営利活動法人夢みの里 | 指定年月日 | 平成二十一年十一月一日 |
|-------|------------|-------------|------------------------|---------------|-----------------|------|---------------|-------|-------------|

○宮城県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | |
|-------|-------------------------------------|-------------|
| 道路の種類 | 供用開始の区間 | 供用開始年月日 |
| 油島栗駒線 | 栗原市金成小迫荒崎一四番一地从先から同市金成小迫荒崎九一番一地从先まで | 平成二十一年十二月八日 |

○宮城県告示第五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十一年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称
岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所の所在地
岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 設立認可の年月日
平成二十一年十二月六日

四 変更の内容
役員の数

（変更前）第十条 この組合の役員定数は、理事十人、監事二人とする。

（変更後）第十条 この組合の役員定数は、理事七人、監事二人とする。

総代の定数

（変更前）第三十七条 総代の定数は、十五人とし、所有権者たる組合員及び借地権者たる組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

（変更後）第三十七条 総代の定数は、十七人とし、所有権者たる組合員及び借地権者たる組合員が、それぞれのうちから各別に選挙する。

五 変更認可の年月日
平成二十一年十一月三十日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第三十号

職員の手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）第十二条第三項の規定により、退職手当の支給制限について、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月八日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 被処分者
森 昌 廣

二 退職時の勤務公署及び職名
宮城県東松島市立鳴瀬第一中学校教諭

三 処分内容

職員の手当に関する条例第十二条第一項の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、左記の金額を支払わないこととする。

記

金千五百九万二千七百七十四円

(処分前の一般の退職手当等の額)

金千五百九万二千七百七十四円

(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)

金〇円

四 支給制限処分の理由

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条第一号及び第三号並びに同法負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十六号)の規定により懲戒処分として、免職され退職したため。

五 効力発生日

平成二十一年十二月二十三日

六 教示

- 1 この処分について不服があるときは、平成二十一年十二月二十三日から起算して二十日以内に宮城県知事に対して不服申立てをすることが出来る。
- 2 この処分については、右記の不服申立てを行ったか否かにかかわらず、平成二十一年十二月二十三日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することが出来る。
- 3 右記の不服申立てをした場合においては、当該不服申立てに対する判決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することが出来る。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成21年12月8日

宮城県監査委員 内 海 太
 宮城県監査委員 佐々木 敏 克

宮城県監査委員 遊 佐 勤左衛門
 宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

- 1 監査委員の報告日
平成21年9月11日

- 2 通知のあった日
宮城県知事 平成21年10月23日

- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 3,170,285,635円

過年度分 4,997,142,850円

合 計 8,167,428,485円

・ H19年度収入未済額

現年度分 3,180,824,481円

過年度分 4,320,586,113円

合 計 7,501,410,594円

ロ 措置の内容

「宮城県滞納額縮減対策本部」を継続して設置するとともに、「宮城県税収確保対策3か年計画」に基づく縮減目標を掲げ、各県税事務所に収入未済額の縮減目標を設定させ、財産調査の徹底や差押徴収の強化など早期滞納処分を着実に実行し、大幅な縮減目標達成に向け、進捗管理の徹底と収納促進に努めているところである。また、各県税事務所においては、定期的に滞納事案検討会を開催しており、当該においても引き続き適切な債権管理に向けた指導、助言を行っていく。

特に収入未済額が2年連続で増加した個人県民税の徴収対策については、新設された地方税徴収対策室による市町村税滞納額の縮減と市町村と共同して企業への特別徴収移行要請などを実施し、収入未済額の縮減に努めてまいりたい。

(2) 総合交通対策課

イ 監査委員の報告の内容

離島航路事業経営安定化資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 18,192,370円

合 計 18,192,370円

・ H19年度収入未済額

現年度分 2,892,370円

過年度分 15,300,000円

合 計 18,192,370円

ロ 措置の内容

収入未済となっている債権については、平成21年9月末現在、破産手続開始決定が行われて破産管財人によって管理されており、債権者集会への出席や関係者からの情報収集等によって状況把握を行っている。

なお、当該債権に係る抵当権を設定していた財産について、破産管財人による任意売却がなされたことから、平成21年度に1,170,000円を新たに回収した。

今後も、引き続き、関係者からの状況把握と収納促進に努めるとともに、地元市町等と連携して、適切な債権管理を行っていく。

(3) 廃棄物対策課

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあり、引き続き適切な債権管理を図らきたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 67,309,098円

過年度分 96,628,246円

合 計 163,937,344円

・ H19年度収入未済額

現年度分 8,812,082円

過年度分 87,816,164円

合 計 96,628,246円

ロ 措置の内容

債務者に対して面談等を行うなど納付を促したほか、金融機関や所在市町村の協力を得て資産調査を実施したが、優良な資産は確認できなかった。また、所在が不明で納付命令書等が返戻された債務者については、国税徴収法の例にない公示送達を行った法的な効力を確保した。一方で、関係市町村の協力を得ながら所在調査を行ったが、債務者の所在を確認するまでには至らなかった。

さらに、債務者（原告）から措置命令及び納付命令の取消訴訟を提起され、県が被告になった裁判については、9回にわたる口頭弁論や弁論準備が行われ、県の行った処分の正当性を主張した結果、原告（債務者）の請求が棄却される判決（H21.9.8）を受けたところである。（その後判決確定）

今後、引き続き、粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか資産調査や所在調査を実施して、強制徴収や一部納付も検討しながら収入未済の縮減を図っていくものとする。

(4) 医療整備課

イ 監査委員の報告の内容

医学生修学資金等貸付金及び看護学生等修学資金貸付金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。

(内容)

○医学生修学資金等貸付金

・ H20年度収入未済額

現年度分 7,000,000円

過年度分 0円

合 計 7,000,000円

○看護学生等修学資金貸付金

・ H20年度収入未済額

現年度分 1,021,477円

過年度分 2,406,000円

合 計 3,427,477円

・ H19年度収入未済額

現年度分 557,000円

過年度分 2,755,000円
 合計 3,312,000円

口 措置の内容

○医学修学資金等貸付金

債務者が医学部に復学したこと等の現状を考慮して、地方自治法施行令及び財務規則に基づき、平成21年10月5日付で履行延期の特約等承認の手続を行った。今後は、適宜債務者の状況を把握し、適切な債権管理に努める。

再発防止策として、平成20年度から新規貸付けの際の連帯保証人の本人確認を徹底するとともに、平成19年度以前の既貸付者についても連帯保証人全員の本人確認（印鑑登録証明書 の徴求）を実施した。また、退学等で生じる貸付金の有利子償還のリスクや連帯保証等に関する、申請者への説明に配慮している。

○看護学生等修学資金貸付金

未納者に対し、文書による督促、催告のほか、電話による納入督促及び連帯保証人への納入依頼を行い、収納促進に努めた。

収入未済発生防止策として、各養成施設からの貸付希望者推薦時には、本修学資金の趣旨を徹底し、厳しく選定を依頼している。また、貸付決定時には、連帯保証人に対しても連帯債務について説明している。

平成21年9月現在の収入未済状況は、10名（4名）2,908,000円（519,477円）と縮減しているが、引き続き債務者の状況把握に努め、適切な債権管理とともに収納促進を図る。

(5) 子ども家庭課

イ 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、不納欠損処分する時期が遅延したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・2年以上 1,756件 35,358,010円
 ・1年以上 180件 12,788,680円
 ・1年未満 51件 822,120円
 ・合計 1,987件 48,968,810円

口 措置の内容

宮城県収入未済額縮減推進会議の処理方針に基づき、債権回収に努めるとともに、消滅時効により徴収できない債権が発生した場合、毎年、年度末に、不納欠損処理を行うこととする。

(6) 子ども家庭課

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・H20年度収入未済額
 現年度分 16,070,486円
 過年度分 50,129,691円
 合計 66,200,177円

・H19年度収入未済額

現年度分 16,402,078円
 過年度分 42,066,775円
 合計 58,468,853円

○児童保護費

・H20年度収入未済額
 現年度分 4,398,594円
 過年度分 11,413,679円
 合計 15,812,273円

・H19年度収入未済額

現年度分 4,467,610円
 過年度分 9,559,969円
 合計 14,027,579円

口 措置の内容

収入促進対策と収入未済の発生防止対策を継続的に実行し、申請段階から償還まで納入義務者の生活状況を十分に確認するなど、納入義務者に対し、きめ細やかな助言・指導を行うよう保健福祉事務所・児童相談所への指導を徹底していくこととする。また、「収入未済額の縮減に向けた行動計画」で掲げた目標の達成に向けた適切な事務処理の実施について指導するとともに、各事務所における効果的な収納促進策等についての情報共有を図っていくこととする。

(7) 産業人材対策課（旧）産業人材・雇用対策課）

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金に対する損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

○認定職業訓練事業費補助金等精算返還金に対する損害賠償金

・ H20年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 109,819,000円

合 計 109,819,000円

・ H19年度収入未済額

現年度分 109,819,000円

過年度分 0円

合 計 109,819,000円

(役員8名への損害賠償額の合計で、実質的返還対象額は、15,398,000円である。)

□ 措置の内容

平成21年2月2日登米市技能者訓練協会の元役員8名に対し、15,398,000円の不法行為損害賠償訴訟を提起した。

元事務局長については請求全額の支払いを命じる判決が確定しているが、本件不正受給に係る刑事事件の受刑執行猶予期間中であり、アルバイト収入しがなく、資産もない状態である。

口頭弁論を4回終了したところであり、弁護士とも相談しながら今後も裁判を進め、債権回収の可能性が高い残り7名からの支払いを求めていくこととしている。

(8) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 295,000円

過年度分 10,016,000円

合 計 10,311,000円

・ H19年度収入未済額

現年度分 295,000円

過年度分 9,756,000円
合 計 10,051,000円

□ 措置の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、電話連絡や訪問面談により債務者の実態を把握しながら納入を促すとともに、関係機関から必要な情報を得ながら、収入確保に努めているが、今後とも貸付先の現状を確認し収入未済の発生防止に努めていくこととする。また、長期延滞者の中には無資力が近いものがあり、償還が困難となっている状況も見受けられるので、今後は、連帯保証人を含む債務者の資産状況や返済能力等を精査し、不納欠損処理も視野に入れて処理方法を検討していくこととする。

(9) 都市計画課

イ 監査委員の報告の内容

土地区画整理組合貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・ H20年度収入未済額

現年度分 35,651,541円

過年度分 2,120,547円

合 計 37,772,088円

・ H19年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 43,269,447円

合 計 43,269,447円

□ 措置の内容

H19年度分の内41,148,900円については、大和・富谷町南富吉地区に係る貸付金利息の償還が遅延したものであるが、平成20年度に支払いを完了している。

H20年度分については、名取市愛島東部第二地区に係る平成11年度及び平成14年度貸付分の延滞金・延納金である。

県では、平成21年3月から金融団・建設業者からなる債権者合同会議を開催し、今後の保留地販売による計画的な債務返済が可能となるように調整を行っている。

今後は、組合が設置する販売促進協議会において販売戦略を促進し、保留地の販売が活性化するように指導を継続していく。

なお、貸付に当たっては連帯保証人を設定しており、平成17年には担保の設定も行い債権の保全を図っている。

(10) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○県営住宅使用料

・H20年度収入未済額

現年度分 82,055,142円

過年度分 149,508,863円

合 計 231,564,005円

・H19年度収入未済額

現年度分 58,020,060円

過年度分 146,032,581円

合 計 204,052,641円

○県営住宅駐車場使用料

・H20年度収入未済額

現年度分 6,814,500円

過年度分 6,596,980円

合 計 13,411,480円

・H19年度収入未済額

現年度分 5,175,500円

過年度分 5,854,108円

合 計 11,029,608円

ロ 措置の内容

○滞納者約900人に対し滞納期間及び状況に応じた滞納整理を強化する。

・ 1か月

本人あて文書催告，電話催告

・ 2～11か月

連帯保証人あて納付協力依頼，債務履行要請書の送付

訪問催告

本人面談（7，11，2月）

・ 12か月以上

明渡し訴訟対象文書

勤務先等への電話催告

本人面談（7，11，2月）

○滞納整理強化期間，休日滞納整理の設定

・ 決算期 4～5月

・ 夏期 7～8月

・ 冬期 12月

○新たな取組みとして収入率が98%未満の滞納者が多い127団地の集中的な訪問催告を行う。

退去者の滞納分については、平成20年度分を新たに依頼し、引き続き民間債権回収会社に回収を依頼している。

(11) スポーツ健康課

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、補助対象外経費に流用されていたことが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

財団法人宮城県体育協会に補助したスポーツ選手強化対策費補助金のうち、宮城県レスリング協会及び宮城県高等学校体育連盟へ交付した間接補助金について、東北工業大学高等学校が補助対象外経費（昼食代、補食代、消耗品購入代等）に充当していたもの。

・ 補助期間 平成15年度～19年度

・ 交付先 財団法人宮城県体育協会

・ 交付額 126,884,379円

・ 返還額 5,895,243円

ロ 措置の内容

宮城県レスリング協会に交付された「競技力向上対策事業補助金」のうち、東北工業大学高等学校が実施した平成15年度から平成19年度の事業での不適切な事務処理の内容が確認されたことから、宮城県体育協会に対して、レスリング協会に交付された補助金のうち、東北工業大学高等学校が実施した事業に対する補助金の返還を求めるとともに、レスリング協会に対して、補助事業の適正執行と再発防止策の策定を求めた。

当該補助金5,895,243円は、平成21年3月27日に返還された。また、レスリング協会から、事業の適正執行及び再発防止策の報告を受けている。

県及び宮城県体育協会は、再発防止策として、過去5年間に交付された補助金について、全競技団体の報告書を再点検するとともに、補助金に対する中間検査の実施や、提出書類の二段階審査の実施など、審査体制の強化を図っている。また、補助金交付団体の事務局長及び担当者会議等を通じ、補助金交付要綱の遵守を徹底した。

(12) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らわたい。

(内容)

○放置違反金

・ H20年度収入未済額

現年度分 16,319,000円

過年度分 23,756,336円

合 計 40,075,336円

・ H19年度収入未済額

現年度分 26,395,000円

過年度分 11,578,336円

合 計 37,973,226円

○損害賠償金

・ H20年度収入未済額

現年度分 2,574,600円

過年度分 11,434,350円

合 計 14,008,950円

・ H19年度収入未済額

現年度分 571,200円

過年度分 10,983,150円

合 計 11,554,350円

ロ 措置の内容

○放置違反金

文書や電話による催告を行い自主納付を促すとともに、催告に応じない悪質な滞納者に対しては、法的措置として滞納処分を講じるなど、収納促進と収入未済の発生防止に努めていくこととした。

○損害賠償金

文書や電話などによる催告を行うとともに、一括納入が困難な債務者に対しては分割納入の指導を行い、また、所在不明者については引き続き住所地や親類宅を確認するなどの追跡調査を行い、収納促進と収入未済の発生防止に努めていくこととした。

宮 城 県 警 査 委 員 会

○宮城県公安委員会告示第199号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年12月8日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）

第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 施設警備業務1級

平成22年3月10日（水）午前9時から午後5時まで

(2) 施設警備業務2級

平成22年3月11日（木）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

仙台市泉区高森二丁目1番地の39

仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

(1) 施設警備業務1級 30人

(2) 施設警備業務2級 30人

5 受検対象者

(1) 施設警備業務1級

| | |
|--|---|
| <p>宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「施設警備業務2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの</p> <p>(2) 施設警備業務2級</p> <p>宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員</p> <p>6 検定内容</p> <p>施設警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）</p> <p>7 受検申請手続</p> <p>(1) 検定申請の受付期間</p> <p>施設警備業務1級及び2級とも平成22年1月25日（月）から同年2月5日（金）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時まで）。</p> <p>なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。</p> <p>なお、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者</p> <p>住所地在を管轄する警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの</p> <p>属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの</p> <p>住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 施設警備業務1級</p> <p>(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通</p> <p>(イ) 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> | <p>(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(イ) 前記5-(1)-アに該当する者にあつては、施設警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>(イ) 前記5-(1)-イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通</p> <p>(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉</p> <p>イ 施設警備業務2級</p> <p>(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通</p> <p>(イ) 住所地在を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所を疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表66の項に基づき、</p> <p>ア 施設警備業務1級 16,000円</p> <p>イ 施設警備業務2級 16,000円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受検手数料は還付しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>9 その他</p> <p>検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022-221-7171 内線3184）</p> |
|--|---|